

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第1部 総論）

参考資料4

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第1回	第1章「2 わが国及び世界の動向」 ・わが国においても、国内法の整備をはじめ「障害者権利条約」の締結に必要な制度改革が、集中的に行われました。 について、以降の追記が必要ではないか。	・意見を踏まえ追記します。	—	・これらの整備により一通りの国内の障がい者制度の充実がなされたことから、 2013（平成25）年衆参両議院において全会一致で承認され、2014（平成26）年1月、「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託、同年2月にわが国について発効されました。	5ページ
第1回	第1章「2 わが国及び世界の動向」 ・「改正バリアフリー法」は平成30年度以降の国における障がい者関連法令のひとつであり、大阪市においても次期計画に反映させるべきではないか。	・ご意見を踏まえ文言を追加します。	—	・2018（平成30）年5月には、「 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 」が公布され、 2020年 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」が改正されました。	6ページ
第5回	第1章「2 わが国及び世界の動向」 ・平成30年に障害者文化芸術に推進する法律ができています。 ・記載がないように思いますが、総括したところに載せたほうが良いと思います。	・ご意見を踏まえ文言を追加します。	—	2018（平成30）年6月には、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。	6ページ
第1回	第1章「2 わが国及び世界の動向」 ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の原案について、現在の案では恵沢を受ける主体が「視覚障害者等」なのか「すべての国民」なのか明らかではないため変更が必要ではないか。	・ご意見を踏まえ文言を修正します。	2019（令和元）年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が交付され、図書館の利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に寄与することを目的とし、公布日同月に施行されました。	・2019（令和元）年6月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が交付され、図書館の利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、 視覚障害者等の読書環境の整備を行うことにより、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に寄与することを目的とし、公布日同月に施行されました。	6・7ページ
第3回	第1章「2 わが国及び世界の動向」 ・電話リレーサービスの法律もできました。第1章の「2 わが国及び世界の動向」への記載が必要ではないか。	・ご意見を踏まえ文言を追加します。	—	【第1部 総論】 第1章 わが国及び世界の動向 ・ 2020（令和2）年6月には、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が公布されました。	7ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第1部 総論）

参考資料4

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第1回	<p>第1章「2 わが国及び世界の動向」</p> <p>・「障害者総合支援法に制度の谷間を埋めるべく障害者の範囲に難病患者等が加わるとともに、2014年4月から障害支援区分の創設などが規定されました。」及びP9、「障害者基本法において障害者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害である者」とあるが、今回の大阪市障がい者施策推進協議会において、難病患者は障害者総合支援法には書かれていますが、計画の対象は上記のとおりで難病患者は書かれていません。「その他の心身の機能の障害がある者」と書かれていますが、難病患者はこれに含まれるのか。また、難病患者を「その他」で扱うのではなく、難病患者枠を設ける必要があるのではないか。</p>	<p>・難病に起因する障がいは「障害者基本法」で「その他の心身の機能の障害」と定義されており、法の内容ですので、法文のとおり記載しております。</p> <p>・また、「難病患者への支援」につきましては、第2部第6章で項目としております。</p>	—	—	9ページ
第5回	<p>第2章「1 計画の位置づけ」</p> <p>・「行政分野ごとの専門性」を「行政の分野を越えて連携」へわかりやすく表現していただきたい。</p> <p>・「関連する分野を意識し」ではなく、「関連する分野を越えた連携」という表現していただきたい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ文言を修正します。</p>		<p>施策の展開にあたっては、関連するそれぞれの計画を有機的に連動させることで、一層の効果上げていきます。そのため、行政の分野ごとの専門性を充実させるとともに連携を強化し、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。</p>	10ページ
第1回	<p>第2章「計画の見直し等」文中</p> <p>・「2018（平成30）年に、法律で障害を「障碍（がい）」と表記できるよう「碍」の1字を常用漢字表に加えるよう衆参両院の委員会決議を受け、文部科学審議会の国語分科会は、常用漢字への追加は先送りした上で、「常用漢字表は自治体や民間組織が『碍』を使うことを妨げるものではない」との見解を示しており、本市においても今後、国や大阪府の動向を注視しながら、「障がい」の表記のあり方について検討します。」と追記すべきではないか。</p>	<p>・本市では、戦略会議での議論を経て、「障がい」の表記にて取り組みをおこなっており、現状標記としては、「障がい」とさせていただきますと考えております。</p> <p>・「碍」表記につきましては、今後も国・大阪府等の動向を注視し、多くの方の意見をいただきたいと考えております。</p>	—	—	12ページ
第1回	<p>第3章「1 生活支援のための地域づくり」</p> <p>3つ目「・」文言について、</p> <p>・昨年の障がい者等基礎調査において、4人に1人の割合で緊急時・災害時に協力を求める相手がないという結果が出ており、孤立化を防ぐための仕組み作りが急務であることから下線部分を追記してはどうか。</p> <p>・区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど災害時・非常時に孤立化しないよう、生活を支援するためのハード・ソフト両面から取組を進めます。</p>	<p>「生活を支援するための取組み」という言葉には、災害時・非常時の対応についても含まれていると考えております。</p>	—	—	13ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第1部 総論）

参考資料4

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第1回	第3章「1 生活支援のための地域づくり」 5つ目「・」文言について、 ・障がい者の支援について記載されていることは、よく理解しますが、その家族の支援について大阪府も「8050問題」取り上げているので、何処かで記載してはどうか。	第2部以降の各論での議論をお願いいたします。	—	—	13ページ
第5回	第3章 計画推進の基本的な方策 ・新型コロナについて、コロナ問題は緊急性があるし、場合によっては、継続する対応を求められることになる。 ・どのような対策が必要なのかということについて、どういう事項にしたらいいのか、計画の中に課題を明確に入れ込んでもらうことぐらいはできないのか。 ・現場が困っている感が、どこまで受け取ってもらえて、どんな見通しで、少し希望を持てるにはどうしたらいいんだろうということだと思います。 他分野、他領域とどのように連携していくかだと思います。	・ご意見を踏まえ文言を追加します。 ・また、総論だけでなく、第2部第5章「2 安全・安心」に文言を追加します。※詳細は、（第2部 障がい者支援計画）の欄に記載。		新型感染症発生時には、障がいのある人が適切な対応や支援を受けることが困難となる状況も明らかとなり、その解消を図るために、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。	13ページ
第1回	第3章「4 差別解消及び権利擁護の取組の推進」 2つ目「・」について、 ・最近、ニュースを賑わせた関西他府県の病院のように、病院内での虐待事例も多い。大阪でも過去にはなるが、大和川病院事件などもあった。よって、病院での虐待についても通報義務を必要とするので、それを追記してはどうか。	第2部以降の各論での議論をお願いいたします。	—	—	14ページ
第1回	第3章「4 差別解消及び権利擁護の取組の推進」 4つ目「・」の文中について、 ・「セルフ・アドボカシー」という言葉はわかりにくく、なじみがないので、わかりやすく書く必要があるのではないかと。	カナの使用につきましては、なるべくわかりやすい表記となるよう努めてまいりますが、意味がかわるなど、どうしても使用せざるを得ない場合は、注釈等により対応させていただきます。	—	—	15ページ
第1回	「全体の文言や表現については、わかりやすい文言を使い、かつ簡素に表現することを目指します。」とあることを考慮していただき、なるべく一般的でないカタカナ用語についてはわかりやすい表現とする必要があるのではないかと。		—	—	
第1回	第3章「5 支援の担い手の資質の向上」 ・まずもって人材確保が難しい状況を市として認識し、どう施策を打っていくのかを示すことが必要ではないかと。	・ご意見を踏まえ文言を修正します。	5 支援の担い手の資質の向上	5 支援の担い手の 確保 と資質の向上	15ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第5回	<p>第3章 地域で暮らすための受け皿づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨夏、平野区の市営住宅で、知的障がいと精神障がいを持った方が、自治会の当番はできないから、その理由を自書で書いて、みんなの前で読み上げると言われたことで、自死されました。 ・地域での受け皿の確保というところの五つ目に、公営住宅単身入居者への、障害者入居者に対する自治会の障がい理解を深める研修を実施していただきたいということが1点。 ・自治会役割の代行するとか、障がい者に関しては免除するとか制度化して、公営住宅・市営住宅の活用を進めていただくような配慮を一言入れていただきたい。 <p>合理的配慮ができていない、差別解消法の案件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止法や差別解消法とか、いろいろ区で議論して、その仕組みをつくっても、実際にこういう死亡事件が起こることに対し、市としてきちんと調査したりする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大野委員意見に対する回答 任意団体である自治会は、団体の構成員である入居者の皆様が自主的に運営されている組織であり、構成員でない市側から活動内容を指示したり自治会の運営を管理・監督することはできません。 しかし、今般の差別事象をふまえ、障がい者や母子世帯等が入居される機会等をとらえてトラブルが発生した場合には住宅管理センターに相談できることをお伝えし、また、入居者に年2回配布している「住宅だより」において人権問題に関する課題等の相談先を分かりやすく記載するなど、障がい理解等の啓発に努めてまいります。 	<p>第2部（障がい者支援計画） 第1章共にあつて暮らすために 1 啓発・広報</p> <p>【現状と課題】</p> <p>2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。</p> <p>この事件により障がいや障がいのある人に対する誤った認識が広がるようなことは、決してあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきましたが、今回の事件で、障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。そのためにも、障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが大切です。</p>	<p>2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。</p> <p>この事件により障がいや障がいのある人に対する誤った認識が広がるようなことは、決してあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきましたが、今回の事件で、障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。</p> <p>また、大阪市内でも障がい者への理解不足などによる差別事象も起こっており、市民・事業者・地域で活動する多様な主体など、すべての人に障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが大切です。</p>	3ページ
		<ul style="list-style-type: none"> ・平野区の件については、ご意見を踏まえ文言を追加します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者、地縁団体やボランティア団体、NPO、社会福祉法人など、地域のさまざまな活動主体に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組めます。 	7ページ
第2回	<p>第1章「1 啓発・広報」</p> <p>【施策の方向性】（1）ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする・・・」とあるが、大阪市・区人権啓発推進協議会が中核的な役割を果たしているのか疑問。 	意見を踏まえ変更します。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取組を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業の推進にあたっては、市民団体や市民、地域団体（地域活動協議会等）と協働して、取組を進めます。 	8ページ
第3回	<p>第1章「2 情報・コミュニケーション」</p> <p>【施策の方向性】（1）ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業づくりについてですが、学校などが今、タブレットを使って、授業受けているところが多くなっています。 ・また、自閉症の方でITCを使って買い物したりそういうこともできるような方が、だんだんと増えてきており、そういったこともありますので、具体的な言葉を入れていただいた方が、わかりやすいのではないかと。 	委員意見を踏まえ、追記させていただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのあることもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットやノートPC、電子黒板などのICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのあることもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。 	12ページ
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・電話リレーサービスの法律施行されたことにより、聞こえない人があたりまえに電話リレーサービスを使える環境を作る必要性があるため追記してはどうか。 		<p>【第2部 障がい者支援計画】</p> <p>第1章 2 情報・コミュニケーション</p> <p>（1）イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実</p>	<p>【第2部 障がい者支援計画】</p> <p>第1章 2 情報・コミュニケーション</p> <p>（1）イ コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実</p>	
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急のコミュニケーションボードがあると聞いている。 ・聞こえない人にとってだけではなく、市民みんなが使える、そういった役割があるかと思われるため、同等に追記してはどうか。 	意見を踏まえ追加します。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書、コミュニケーションボード、電話リレーサービス、NET119などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。 	12ページ
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット119についても、大阪市の登録数が少ないというふうにも聞いております。それについても、追記してはどうか。 				

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第3回	第1章「2 情報・コミュニケーション」 【施策の方向性】（1）ウ ・「情報バリアフリー」という言葉については、「情報に対するアクセス」、或いは「情報保障」という書き方がいいのではないか。 ・障害者の権利条約においても、「アクセシビリティ」という言葉が使われている。	意見を踏まえ変更します。	・ウ 情報バリアフリーの推進 ・障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報バリアフリーの推進に努めます。	・ウ 情報バリアフリーの推進 ・障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報に対するアクセスをはじめとした、情報バリアフリーの推進に努めます。	13ページ
第2回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【現状と課題】 ・相談支援の部分について、旧体制のままの表記となっているところがあるため、更新する必要がある。	意見を踏まえ追記します。	・相談支援については、2012（平成24）年度より区域における相談支援機関として、各区1箇所の区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。	相談支援については、2012（平成24）年度より区域における相談支援機関として、各区1箇所の区障がい者相談支援センターと、その統括・後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。 2018（平成30）年度からは区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けるとともに、大阪市障がい者相談支援研修センターを設置し、区障がい者基幹相談支援センターをはじめ地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるよう、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。	15ページ
第2回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【施策の方向性】（2）ア ・大阪市障がい者相談支援研修センターについても文言を追記する必要があるのではないか。	意見を踏まえ、【現状と課題】に追記します。	さらに、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を抱えた世帯では、障がい者本人に対する支援の相談だけでなく、世帯に対し一体的に支援することが重要です。加えて、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯に対し、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要となっています。	さらに、 障がいのある人の重度化・高齢化、引きこもりや、障がい者とその家族等が支援につながらないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」 など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を抱えた世帯では、障がい者本人に対する支援の相談だけでなく、世帯に対し一体的に支援することが重要です。加えて、相談支援につながっておらず地域で孤立している世帯 や障がいのある人 に対し、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要となっています。	15ページ
第4回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【現状と課題】 ・8050問題の追記及び、ひきこもりについて、精神障がい者だけの問題ではないため、課題として盛り込むべきではないか。	意見を踏まえ、【現状と課題】に追記します。	・発達障がいのある人に対して適切な支援を行うためには、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です。	—	16ページ
第2回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【現状と課題】 ・「 発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です 」との文言追加について、国が入れたからではなく、大阪市の現状がどうなのかを分析して文言を追記してはどうか。	現在大阪府発達障がいの診断等にかかる医療機関ネットワークに登録している本市の医療機関は24医療機関（R2.6.1現在）ありますが、引き続き医療機関等を確保することは重要と考えております。分析につきましては、今後の課題となっておりますので、計画につきましては、原案のまま記載させていただきたいと考えております。	・将来の福祉・介護人材の確保のため、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します	・福祉・介護人材の確保のため、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。	21ページ
第3回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【施策の方向性】（1）イ ・「将来」ではなく、「今」、人材が足りないのです、ですので、「将来」のためではないので「将来」をけしてください。	意見を踏まえ変更します。	—	—	22ページ
第2回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【施策の方向性】（2）ア ・今年度から始めている主任相談支援員の設置や市で行っているスーパーバイザーの登録（各区から推薦している状況）などを追記してはどうか。	意見を踏まえ第2部2章 1 権利擁護・相談支援【施策の方向性】（2）アに追記します。	—	・ 区障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。	22ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第2回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【施策の方向性】（2）ア ・親なき後も問題であるが、親が80歳、子どもが50歳の方の問題も深刻な問題であるので、追記してはどうか。	意見を踏まえ変更します。（太字下線部分を変更）	・「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。	・「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や 家族（支援者）の高齢化 、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。	23ページ
第2回	第2章「1 権利擁護・相談支援」 【施策の方向性】（2）ウ ・区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行いますと文言が記載されているが、実際はされていないと思われる、仕組みはあるのか？ 区から市の協議会に上げる仕組みも明確でない。	各区の課題については、区を通じて全市的な課題を共有する取組を実施しているところであり、ご指摘につきましては、今後自立支援協議会等を活用し取組んでまいりますので、計画の文言については原案のまま記載させていただきたいと考えております。	・区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化できるよう、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。 ・市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化を図るため、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。 ・また、区地域自立支援協議会が集約を行った諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進められるような仕組みづくりを行います。	—	24ページ
第3回	大阪市のホームページが非常にわかりにくい。 PDFやテキスト形式などで事例紹介が掲載されていますが、よりわかりやすい箇所に配置するなど、工夫していただきたい。	事例集につきましては、現在のホームページに既に掲載しておりますが、「啓発印刷物紹介」の中に含まれておりわかりにくいものとなっております。よりわかりやすい位置に移動するとともに、障がい別でのジャンル分けを行うなど、年度内に改善を行ってまいります。 計画の表現につきましては既にホームページへ掲載等していること及び掲載方法の改善を行うことにより、原案通りとさせていただきます。	・また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。	—	25ページ
第2回	第2章「2 生活支援」 【現状と課題】3段落目の文章 ・時点更新されていないので変更していただきたい。	意見を踏まえ修正します。	障がいのある子どもへの支援については、2018（平成30）年4月から新たに「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、保育所等訪問支援の対象が拡大されました。また、新たに障がい児福祉計画の策定が義務化されており、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図っていくことが求められています。	障がいのある子どもへの支援については、2018（平成30）年4月から新たに「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるとともに、保育所等訪問支援の対象が拡大されました。また、障がい児福祉計画の策定が義務化され、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図っていくことが求められています。	28ページ
第2回	第2章「2 生活支援」 【現状と課題】4段落目 ・時点更新されていない。	意見を踏まえ変更します。	その一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスは、提供される支援の内容が多様で、サービス提供が開始されてから間もないこともあり、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。	その一方で、児童発達支援や放課後等デイサービスは、提供される支援の内容が多様で、 数は増えているものの 、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。	28ページ
第2回	児童発達支援や放課後等デイサービスの自己評価基準には、障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や自立支援協議会への積極的参加が位置づけられていますが、区によっては子ども部会がまだつられておらず参加ができないという声があります。啓発的意味で追記してはどうか。	意見を踏まえ第2部2章 2生活支援【現状と課題】4段落目に追記します。	—	加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があり、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。	28ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第3回	第2章「2 生活支援」 【施策の方向性】(2) 4つ目「・」 ・自主財源により、グループホームの建設を行おうとしても、大阪市内においては地価が高額なため、用地確保が困難であるため、「グループホームの建設を希望する事業者が、容易に建設用地を確保できるよう、大阪市の所有している遊休地の活用等の検討など、より一層の設置促進に努めていきます。」と文言を追加してはどうか。	本市が土地の貸付等で未利用地の活用を行う場合は、原則として一般競争入札方式を用いる。そのため、本市に最も有利な条件を提示した者と契約締結を行うことから、意見を反映させることは難しい状況にあります。 今後につきましては、当初文案に記載のとおり、市営住宅の活用を希望する事業者とのマッチングを継続するとともに、重症心身障がい者など重度の障がいのある方の地域移行を進められるようなグループホーム設置を支援する方策を検討してまいります。	・都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施し、より一層の設置促進に努めていきます。	—	34ページ
第2回	第2章「2 生活支援」 【施策の方向性】4 (ア) 1つ目「・」 ・インクルージョンは包摂の方が一般的であると思われるため、変更してはどうか。	国の基本指針にて「包容（インクルージョン）」と記載があることから、「包容」と記載させていただいております。 表記につきましては、第3回ワーキング時にご議論いただければと存じます。	・児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。	—	35ページ
第2回	第2章「3 スポーツ・文化活動等」 【現状と課題】 ・COVIT-19感染拡大防止のための新しい生活様式等の記載を追記してはどうか。	意見を踏まえ追記します。	・今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の盛り上がり契機に、スポーツ行政部署、障がい福祉部署、関係団体等が連携して、障がいのある人のスポーツ活動への参加をより一層促進するとともに、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うなど、身近な地域でのスポーツ活動を推進していくことが必要です。	・今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の盛り上がり契機に、スポーツ行政部署、障がい福祉部署、関係団体等が連携して、障がいのある人のスポーツ活動への参加をより一層促進することが必要です。その一方で、感染症拡大を予防するための「新しい生活様式」を考慮しながら、スポーツ関係の感染拡大予防ガイドライン等に基づく対策を講じつつ、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うなど、身近な地域でのスポーツ活動を推進していくことが重要で	38ページ
第3回	第2章「3 スポーツ・文化活動等」 ・長居障がい者スポーツセンの老地区化について大雨の際、雨漏りや浸水などが発生しているため、緊急の課題であると考え、文章に「長居障がい者スポーツセンターが2024年（令和6年）に開設後50年を迎え、老朽化が一層進むことが予想されることから、これまでも要望が多く寄せられている建て替えについて、競技団体や当事者団体などの意見をお聞きしながら検討を進めます。」と追記してはどうか。	意見を踏まえ【現状と課題】へ追記します。	第2章「3 スポーツ・文化活動等」 【現状と課題】 大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設するとともに、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。	第2章「3 スポーツ・文化活動等」 【現状と課題】 大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設するとともに、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。その一方で、長居障がい者スポーツセンターでは開設後40年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、障がいのある人が安心して利用できる環境を整備することが必要です。	38ページ
第3回		意見を踏まえ【施策の方向性】イ スポーツ・文化活動の整備へ追記します。	—	第2章「3 スポーツ・文化活動等」 【施策の方向性】 ・長居障がい者スポーツセンターの老朽化の現状、新たな障がい者スポーツや多様化するニーズを踏まえ、施設整備の方向性の検討を行います。	42ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第3回	第2章「3 スポーツ・文化活動等」 【施策の方向性】（1）イ ・博物館や美術館のバリアフリー化が遅れていると思われます。特に視覚障害者の場合、美術作品や展示物に手で触れることができないため、これらの施設が最も縁遠い存在となっていることから、「市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障害者等の読書環境の充実、博物館・美術館における「触れる文化」の振興等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます」と変更してはどうか。	委員意見を踏まえ、「バリアフリー」の文言については追記させていただきます。 「触れる文化」につきまして、2019年度より博物館・美術館5館について、地方独立行政法人大阪市博物館機構にて運営を行っており、土器や恐竜の骨、隕石など「触れる」展示を実施しているところであります。 障がいのある方に配慮した環境整備として、どのような方策が可能であるかについては、引き続き検討していくこととし、現計画については、原案通りの記載とさせていただきます。	・市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上を図ることや、視覚障害者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。	市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、 <u>バリアフリー化の一層の促進</u> を図ることや、視覚障害者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。	42ページ
第3回	第3章「1 施設入所者の地域移行」 【施策の方向性】（2）エ ・年齢超過者、加齢児については今年3月末で終了することとなっております。現在大阪市内にはまだ44名の方が、加齢児・年齢超過者がいると聞いています。 ・早急な対応が求められている中、取り組みを検討しなすと言っている場合ではない。どういうふうと考えていくかをもう少し明記する必要がある。	委員意見を踏まえ変更します。	第2章「2 生活支援」 【施策の方向性】 ・障がい児入所施設においては18歳以上の入所者（年齢超過者）が多くおられることから、年齢超過者の地域移行について取り組みを進めます。 ・また、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。	第2章「2 生活支援」 【施策の方向性】 ・ <u>障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。</u>	36ページ
			第3章「1 施設入所者の地域移行」 【現状と課題】 大阪市の施設にも、大阪市から障がいのある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している年齢超過者についても、地域生活への移行を進める必要があります。さらに、行動障がい・重度重複障がい等の地域移行が困難な人に対する支援も必要です。	第3章「1 施設入所者の地域移行」 【現状と課題】 大阪市の施設にも、大阪市から障がいのある人が多く入所していることから、その実態や意向の把握に努める必要があります。また、 <u>障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、</u> 地域生活への移行を進める必要があります。さらに、行動障がい・重度重複障がい等の地域移行が困難な人に対する支援も必要です。	45ページ
			第3章「1 施設入所者の地域移行」 【施策の方向性】（2）エ ・障がい児入所施設の18歳以上の入所者（年齢超過者）や、市外施設への入所者が多くおられることから、他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、必要な支援のあり方について検討します。	第3章「1 施設入所者の地域移行」 【施策の方向性】（2）エ ・障がい児入所施設に <u>入所している児童の18歳以降の支援</u> や市外施設の入所者に対する取組 ・ <u>障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童や、市外施設への入所者について、地域移行を進めるとともに、適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。</u>	49ページ 51ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第2回	第3章「1 施設入所者の地域移行」 【現状と課題】3段落目 ・地域移行者数の記載がありますが、年齢超過児の数および自立訓練の退所数を明確にしていきたい。	記載につきましては、障がい者福祉計画の目標数値（第5期の進捗）に対する時点更新数値を掲載しており、福祉計画との整合性の観点から、原案のまま記載させていただきたいと考えております。	・施設入所者数については、第5期計画では、国の基本指針において「2016（平成28）年度末の施設入所者数の2%以上削減」を目標数値とするよう示されました。大阪市においては、2016（平成28）年度末の施設入所者数（1,348人）の2%（27人）を削減することとし、1,321人を目標としました。2019（令和元）年3月末現在の施設入所者数は1,306人（約3.1%削減）となっており、第5期計画の目標数を現時点で達成していますが、引き続き取組を進める必要があります。	—	45ページ
第2回	第3章「2 入院中の精神障がいのある人の地域移行」 【現状と課題】2段落目 ・地域包括ケアシステムの構築に向けての記載があるが、まだ何取り組まれていないと思うが、現状を追記してはどうか。	意見を踏まえ追記します。	・2010（平成22）年度からこころの健康センターでは、「精神障がい者地域移行生活支援事業検討会議」を設置して事業の推進を図っていますが、今後は、国の指針に基づき「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、退院促進等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。	2010（平成22）年度からこころの健康センターでは、「精神障がい者地域移行生活支援事業検討会議」を設置して事業の推進を図ってきました。「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、「 保健・医療・福祉関係者による協議の場 」において、退院促進等の課題や具体的方策について医療機関や支援機関と継続的に検討を重ねていく必要があります。	56ページ
第2回	第3章「2 入院中の精神障がいのある人の地域移行」 【現状と課題】4段落目 ・国への要望の記載があるが、いったい何を要望するのか。	意見を踏まえ追記します。	・大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう国にも提言、要望をしていく必要があります。	・ さらに 、大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう 地域特性に応じた支援制度 を国にも提言、要望をしていく必要があります。	56ページ
第2回	第3章「2 入院中の精神障がいのある人の地域移行」 【施策の方向性】（2） 地域活動支援センターの記載があるが、精神障がいの方が関係する相談が大きく増加している中、以前のままの9か所という地活の数や現状の人員では今後、適切な対応ができるのか不安。	意見を踏まえ追記します。	・大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者の外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。	・大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を 行うとともに支援体制の強化に向けた検討を行い 、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。	57ページ
第2回	第4章「1 保育・教育」 【施策の方向性】（4）ウ1つ目「・」 ・国としても認知し、子どもたちの居場所・見守り・活動場所となっている民間の「学童保育」も文言として追加すべきではないか。	本市においては、放課後児童クラブ（いわゆる学童保育）は、民設民営となっております。留守家庭児童対策事業については、 69ページ に「障がいのある児童が地域の協力を得て、放課後、地域社会の中で成長していくことができるよう、障がい児の健全育成の推進に努めます。」と記載しておりますので、原案のまま記載させていただきたいと考えております。	障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。	—	69ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第2回	第4章「2 就業」 【現状と課題】3段落目の文章の後 ・「2018年（平成30年）度に創設された就労定着支援事業の充実が必要です。」を追記してはどうか。	意見を踏まえ追記します。	しかしながら、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要となっています。	しかしながら、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であることから、 2018（平成30）年度に創設された就労定着支援事業の充実が必要です。	71ページ
第2回	第4章「2 就業」 【施策の方向性】（3）ウ ・委託訓練は事業開始時に比べ規模（受講者数）が大幅に縮小し、また大阪市でプロモート事業（障害者職業能力開発促進事業）を実施していた間は障がい者就業・生活支援センターが積極的に関わっていたが、事業が終了し直接的な関わりがないため削除するべきではないか。	委員ご意見のとおり、就労・生活支援センターの実績において、プロモート事業終了後、委託訓練との積極的な関わりがないため、項目を削除します。	ウ 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用 ・福祉施設から一般就労への就業支援策である「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」について、関係機関・関係者に周知し、利用を働きかけます。 ・障がい者就業・生活支援センターでは、委託訓練の受講者募集や訓練先機関の開拓など、障がいのある人の職業能力開発訓練の受講促進を図ります。	削除	78ページ
第5回	第5章「2 安全安心」 ・障がい者には福祉避難所の設置が国から義務づけられている。 ・区の保健福祉Cにお聞いたところ、一旦、総合的な一般の避難所に集まって、そこでどこに行くかを振り分けると聞いている。 ・福祉避難所の設置及び福祉避難所の公開・公表ということも記述していただきたい。 ・福祉避難所の設置及び直接行くことが可能となるようお願いしたい。	・福祉避難所の公表については同意の得られた施設について各区役所のHPにて全て公表しています。 ・福祉避難所については、協定を締結した社会福祉施設等に運営を依頼しており、開設にあたっては施設の安全確認や職員の確保を行う必要があり、開設までの間、一定の時間を要することが予想されます。また、直接避難を実行すると、特定の施設に人員が集中する可能性があるため、各区等において各施設における避難可能人員の確認や入所についての優先順位の決定など区域及び市域での需給要請等を実施する必要があります。 以上の理由から、現在要配慮者について、福祉避難所へ直接避難する仕組みを取っておりません。 ・災害時避難所では、福祉避難室を設置しており、要配慮者が避難してきても対応できるように努めております。 ・計画への文言につきましては、施策の方向性でお示しさせていただいている対応により取組を進めさせていただきます。	-	-	89ページ
第2回	第5章 2 安全・安心 【現状と課題】 ・「2018年（平成30年）に大阪にも甚大な被害をもたらした台風21号」の文言を追加してはどうか。	意見を踏まえ追記します。	防災対策については、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年熊本地震などの過去の大規模災害の教訓から、…	防災対策については、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年熊本地震、 2018年（平成30年）に大阪にも甚大な被害をもたらした台風21号 などの過去の大規模災害の教訓から…	89ページ
第5回	第5章 2 安全・安心 【施策の方向性】 ・コロナの表記につて、コピットのスペルが誤っているため修正していただきたい。	ご指摘のとおり修正します。	COVID-19	COVID-19	90ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第3回 第5回	<p>・コロナ関連ですが、各分野の連携を行うために推進協議会、自立支援協議部会で問題について意見集約・課題整理を行いますということだが、どの辺が意見集約、課題整理をするのか？</p> <p>・緊急的に状況が変化中、自立支援協議会や推進協議会で意見集約するとすると、臨時的な会議をするということか。</p> <p>・だから、どの辺のレベルをもってこの会議を開くと聞きたい。すごく不明確。</p> <p>・緊急に意見集約するなら、臨機応変にやっていかないとはいけませんが、この二つの会議体でやっていくとなると、速度がすごく遅くなってしまい、結局開けなくて、意見を聞けなかったとなることを危惧している。</p> <p>・自立支援協議会だけに、その課題整備を任せて大丈夫か、余りにも責任を負わせすぎではないか。</p> <p>・総合的な仕組みを作り、その中で議論していくということについて、市として姿勢を示していただきたい。</p> <p>・多岐に渡るので、どっかの章だけでなく、総論のところでも触れてきた。ただ、仕組みが不十分で、障がい福祉だけで対応できないので、そこも含めてどうしていくかということを早急に体制整備を図るとか。</p> <p>・せめて、そういうことが課題になっていて、障がい者の問題をきちんと聞き取って対応をし、全体の中で進めていくように頑張りますという決意表明くらいしてもらいたい。</p>	<p>・コロナ対策で起きた課題を共有した上で、その課題解決策をどのように図っていくかは、福祉分野だけでは限界があるので、医療分野、保健分野に意見を伝えて改善していくために、まずは、意見集約をさせていただきたい。</p> <p>・障がい福祉分野を担う我々ができることとしては、自立支援協議部会と推進協議会でこの間起きた福祉分野の問題について、皆様方の意見を聞いてそれを集約し、今後どう対応していくかというところを議論していくべきではないかと思っています。</p> <p>・ご意見を踏まえ文言を追加します。</p>	—	<p>第5章「2 安全・安心」 【現状と課題】 令和2年2月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大により、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心・安全に障がい福祉サービスを継続利用できるための体制整備が求められています。</p>	90ページ
			<p>第5章「2 安全・安心」 【施策の方向性】 ・新型コロナウイルス発生時に各分野の連携を行うため、障がい者施策推進協議会 自立支援協議部会において、新型コロナウイルス(COVID-19)における様々な問題について意見集約、課題整理を行います。</p>	<p>第5章「2 安全・安心」 【施策の方向性】 新型コロナウイルス感染症等、新型コロナウイルス感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。 また、起こった問題について意見集約、課題整理を行うため、障がい者施策推進協議会、自立支援部会等において、課題整理を行います。</p>	94ページ
第3回	<p>第6章「1 保健医療」 外出する機会が少ないというのは、出不精みたいに思われても違うかなと思います。表現について検討する必要があると感じます。</p>	<p>意見を踏まえ変更します。</p>	<p>第6章「1 保健医療」 【現状と課題】 ・「外出する機会が少ない精神障がいのある人を支援するために、相談体制の充実や安心して参加できる居場所づくり等の取り組みが必要です。」</p>	<p>第6章「1 保健医療」 【現状と課題】 ・「外出することが困難な精神障がいのある人を支援するために、相談体制の充実や安心して参加できる居場所づくり等の取り組みが必要です。」</p>	96ページ
			<p>第6章「1 保健医療」 【施策の方向性】(4)ア ・相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出の機会の少ない精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取り組みを行います。</p>	<p>第6章「1 保健医療」 【施策の方向性】(4)ア ・相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出することが困難な精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取り組みを行います。</p>	102ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第2部 障がい者支援計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第3回	<p>・新生児の聴覚スクリーニング検査について、実施率が100%でないのであれば計画に記載する必要があると思います。</p>	<p>・本市では、平成31年1月から、すべての新生児に対し聴覚検査が実施されるよう受検者の経済的負担の軽減を図るために、新生児聴覚検査費用の一部を公費負担しています。</p> <p>・全国の状況について、新生児聴覚検査の公費負担を実施している市町村は、平成30年度は38.8%となっているなか、本市においては、令和元年度の公費負担による新生児聴覚検査の実施率は82.9%となっています。聴覚検査の実施状況を把握し聴覚検査を受けていない理由について確認したところ、「必要性を感じていない」「上の子に異常がない」などの回答があったことから、新生児訪問等で聴覚検査の受検が確認できなかった場合には、新生児聴覚検査の重要性について説明し、医療機関を紹介するなど保護者へのフォローアップを実施しています。</p>	—	—	—

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第4回	第3章の全体の表現について、参考資料に、進捗や課題の記載があるため、それを計画の文言に盛り込まないと、計画の良しあしが評価できない。 それぞれの事業ごとの課題を入れることはできないか。	委員意見を踏まえ第3章の考え方について、現状・課題等を入れ修正します。	—	—	全体
第4回	2章2「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の③」早期退院率について、入院して6か月で生活保護は家がなくなり、退院意欲が低下し、長期入院となっていく傾向にある。 6か月で退院できるのが大事なので目標数値を上げることはできないか。	本市の目標設定に関しては、本市域の精神科病床数が限られていること、本市在住者の多くが本市域外の大阪府域の精神科病棟に入院している現状等に鑑み、大阪府の考え方に基づいて目標設定しております。 大阪府が国の基本方針に沿って目標設定していることから、結果として、本市の目標は国の指針に基づき設定していることとなっております。 今後も、長期入院者を増加させることのないよう、可能な限り入院早期から関係部署と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組めます。	—	—	7ページ
第4回	第2章4「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の文章中の「つながる場」「スーパーバイザー」の事業名、夜間緊急時の事業名、体験の場のイメージを記載した方がわかりやすいのではないかと	ご意見を踏まえ修正します。	2018（平成30）年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、「つながる場」に参画する等、他分野の相談支援機関との連携強化等、「地域の体制づくり」に取り組んでいます。 また、障がい者相談支援調整事業の実施により、相談支援専門員に対する研修や、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を確保する等、「専門的人材の確保・養成」に取り組んでいます。 2019（令和元）年度からは、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行う事業を、2020（令和2）年度からは、介助者不在になった障がいのある人を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる事業を実施することにより「緊急時の受け入れ・対応」の機能を整備しました。 今後は、「体験の機会・場」の機能について検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある方が地域で安心して生活できるものとなるよう、地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。	2018（平成30）年度からは、各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて「相談」の支援体制の充実を図るとともに、 区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である 「つながる場」に参画する等、他分野の相談支援機関との連携強化等、「地域の体制づくり」に取り組んでいます。 また、相談支援専門員に対する研修や、専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーを派遣する体制を確保する 事業（障がい者相談支援調整事業） 等、「専門的人材の確保・養成」に取り組んでいます。 2019（令和元）年度からは、夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の 経費を支給する事業（障がい者夜間・休日等緊急時支援事業） を、2020（令和2）年度からは、介助者不在になった障がいのある人を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる 事業（障がい者緊急一時保護事業） を実施することにより「緊急時の受け入れ・対応」の機能を整備しました。 今後は、「体験の機会・場」の機能について、 親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する方法 を検討するとともに、すでに整備した各機能についても、障がいのある方が地域で安心して生活できるものとなるよう、地域自立支援協議会等において、年1回以上の運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めます。	11ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第4回	第2章3「福祉施設からの一般就労」において、第5期の計画時においては一般就労は事業所数が増えてきていたため移行者数も増加したが、次期目標設定について、1.3倍とするなら目標達成は難しいと考える。 A型・B型からの一般就労への移行を考えるなら、一般就労を行うための意識付けを事業所にもたせることが重要。 そもそも、就労移行支援事業所が就労させていないのが問題。大阪府だけでなく、大阪市での取り組みが必要ではないか。	今年度、就労移行支援及び就労継続支援A型の支援方法やスキルを身に付け、サービスの質の向上につなげるよう職員研修を行う予定であります。 また来年度以降も引き続き、職員研修を行うとともに、B型事業所についても研修を検討するなど、研修を通じ意識付け等を図っていきたくと考えております。 また、委員意見を踏まえ、課題についての文言を追記します。	就労継続支援A型は着実に増加しており、今後における見込量としては、引き続き一定規模の事業所の開設を見込んで見込量を設定します。	就労継続支援A型は 事業所の増加が鈍化しており、利用者も同様の傾向にあることから、今後における見込量としては、同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。また、目標値の達成が図られるよう、一般就労への移行の強化に向けて取り組みます。	21ページ
第4回	第2章3「福祉施設からの一般就労」の一般就労の成果目標である就労定着率8割以上の定着の基準は半年とのことであるが、精神障がい者には半年の定着はなかなか難しい。大阪市はどのような対策をとるのか	来年度に定着支援の支援方法やスキルを身に付け、サービスの質の向上につなげるよう職員研修を行うことを検討しております。定着率の向上を図っていきたくと考えております。 委員意見を踏まえ、課題について文言を追記します。	就労定着支援は、就労支援事業所等への移行者数等を勘案して見込量を設定します。－	就労定着支援は、 前計画においては計画を下回る実績となっております。サービス利用が低調となっていることの分析及びサービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、成果目標である、福祉施設からの一般就労者数（910名）の7割以上の数値を設定します。	22ページ
第4回	地域移行の数値は高いが、地域定着は数字が低いなどバランスがとれていない。実態は、そんなに移行できるのか？実効性がない。 福祉施設から一般就労についても同様	【地域移行】 地域移行者数の考え方については、令和元年度移行実績の6%以上である79人以上を目標値として設定しております。 また、地域定着支援については、着実に利用が伸びており、活動指標としても、令和1年度実績より2倍程度の1,022人を見込んでおります。 さらに、受け皿である、グループホームの利用については、地域移行を促進させる観点から、引き続き整備や補助を推進することで、1,000人以上増加する見込量を設定しておりますので、整合性のある数値となっております。 【一般就労】 福祉施設からの一般就労者数については、910名の目標数値を設定しており、就労定着支援の見込量を910名の7割以上の数値で設定しており、整合性のある数値となっております。	—	—	—
第4回	第3章の見込量の文言について、「新規事業所の増加が見込めない」との表現が見受けられるが、課題として認識しているのか、それとも、この現状でいいという認識なのか意味合いなのか分からない。 記載方法について検討する必要があるのではないか。	委員意見により文言を修正します。	自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所が限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。	自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。	21ページ
			医療型児童発達支援については、サービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所が限られているため、新規事業所の増加が見込めない状況にあります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。	医療型児童発達支援の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も同じ水準で現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定します。	26ページ

ワーキング会議のご意見に対する事務局の考え方一覧（第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

回次	意見要旨	事務局の考え方	修正前	修正後	修正箇所
第4回	居宅訪問型児童発達支援について 現在の文言でも「事業所数が少ない状況であり」と記載されていますが、事業所数は市内ゼロではなかったでしょうか。（今年度参入されたところがあるのかもしれないですが） 重要なサービスであるため、市の課題として明確にしておく必要もあります。	文言を修正します。	事業量の見込 R3～R5 38回 居宅訪問型児童発達支援については、サービス提供が可能な人員体制を整備している事業所が限られているため、新規事業所の増加が見込めない状況にあります。そのため、今後も現在のサービス提供量が継続する者として見込み量を設定します。	事業量の見込 R3～R5 76回 居宅訪問型児童発達支援については、令和2年度に市内に始めて事業所が開設されたことを踏まえ、現在のサービス提供量が倍増するものとして見込量を設定します。	27ページ
第4回	第4章2 事業量の見込（11）地域活動支援センターの見込量について、第2部（障がい者支援計画）においても意見を行い、「支援体制の強化に向けた検討を行い、」との文言を追記していただいているが、見込量が9カ所のままである。 増やすことかできないか。希望は相談件数は増えており、24カ所。	地域活動支援センター（生活支援型）の箇所数を含めた検討が必要であることは認識していますが、次期計画において箇所数増を記載することは難しい状況です。 現在の市内9箇所に対して、精神障がいのある方の地域移行等のニーズに対応できるよう機能充実に向けた施策等について検討を行います。 課題認識について、文章を追記します。	生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2020（令和2）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。 活動支援型については、平成27年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します	生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2020（令和2）年度以降についても、現在の箇所数を見込量とします。 今後も精神障がいのある人の地域移行等の支援ニーズに応えていくことができるよう、センターの機能充実を図ります。 活動支援型については、平成27年度以降、利用が減少しており、箇所数も減少していますが、 身近な地域において様々な活動等を提供する機能を担っており 、今後の見込量は現在の箇所数が継続するものとして設定します。	36ページ
第4回	第4章2 事業量の見込（13）手話通訳設置事業について、数値が5人のまま。 ・目標としては、区役所数に合わせて24人ほしい。人数を増やすことはできないのか。 ・1つの区では手話通訳を設置しているが、地域によって差ができています。 ・各区にいる状態を求めていきたいし、実現できる方法を考えてほしい。 手話言語条例もあるのにこの状態でいいのか	手話通訳者数は、業務委託により実施している聴覚言語コミュニケーション支援事業の中の聴覚言語障がい者生活相談業務に従事している専任手話通訳者数としております。 平成27年度以後6名となっておりますが、この間修正ができておりませんでした。 委託業務の内容については、24区での手話通訳者への対応が可能となるよう、手法も含めて引き続き検討していきます。	事業量の見込 R3～R5 5人	事業量の見込 R3～R5 6人	37ページ
第5回	・先月から重度障害者就業支援事業が始まっている。 ・今後も継続して行われる事業だと思うが、支援計画或いは福祉計画で、見込量の記載は必要ないか。	・試行的な事業ということで、来年度以降も含めて、どのような形でやっていくか不確定。 ・また、今年度の10月から、国の地域生活支援事業で、雇用と福祉施策との連携という同じように就業中の障害者の方の就業中の介護の提供の事業ができます。 ・こちらは、重度訪問介護以外にも同行援護とか枠組みが違っており、本市でもどのように実施するか検討中の段階で、計画には反映できない状況です。	—	—	

基礎調査から見てきた課題に対する反映

	記載箇所						事務局（案）	
災害時の対策について	2部	第5章	2 安全・安心	【現状と課題】	—	—	89頁	追加 「障がいのある方自身が可能な範囲で災害に備えるとともに」
				【施策の方向性】	(1) 防災・防犯対策の充実	イ災害時・緊急時の対応策の充実	92～93頁	一昨年度の災害時の経験や基礎調査の結果から「見えてきた課題については、現計画の方向性に基づき、引き続き取り組んでまいります。
親なき後の支援について	2部	第2章	1 権利擁護・相談支援	【現状と課題】	—	—	15頁	国においては、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進めることとしています。大阪市においては、各関係支援機関が有機的に連携して障がいのある人の支援を行うため、連携の核となる相談支援機能のさらなる充実を進めるなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の充実を図る必要があります。上記のとおり、現計画に記載があることから、現計画の方向性に基づき、引き続き取り組んでまいります。
				【施策の方向性】	(2) 相談、情報提供の充実	ア相談支援事業等の充実	23頁	追加 ・「地域生活支援拠点等」については、障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親亡き後」に備え、市域の事業者同士が連携して地域生活を面的に支援する体制の整備及び充実に取り組みます。
引きこもりがちな人への支援について	2部	第6章	1 保健・医療	【現状と課題】	—	—	96頁	追加 外出することが困難な精神障がいのある人を支援するために、相談体制の充実や安心して参加できる居場所づくり等の取り組みが必要です。
				【施策の方向性】	(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備	ア地域精神保健福祉相談体制の充実	102頁	追加 ・相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、外出の機会の少ない精神障がいのある人が、安心して参加できる居場所づくり等の取り組みを行います。
福祉・介護人材不足への対応	2部	第2章	1 権利擁護・相談支援	【現状と課題】	—	—	15頁	追加 福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市としても、社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の観点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。
				【施策の方向性】	(1) サービス利用の支援	イ人材確保・資質の向上	21頁	追加 ・福祉・介護人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
医療的ケア児への支援について	2部	第2章	2 生活支援	【現状と課題】	—	—	28頁	追加 また、 医療的ケア児及び家族 （支援者）の身体的・経済的負担を軽減するために、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう 短期入所事業等 の充実を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。
				【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子供への支援の充実	37頁	追加 ・医療的ケアの必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための 協議の場において、医療的ケアの必要な子どもの支援を総合的に調整するコーディネーターについて、発達段階に応じて求められる役割の整理と人材の確保・養成に努めます。 ・ さらに、医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。 また、障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。

「国の基本指針の見直し」支援計画への反映

項目	主なポイント	記載箇所						事務局（案）	
地域における生活の維持及び継続の推進	①地域生活支援拠点等の 機能の充実 を進めること。	2部	第2章	1 権利擁護・相談支援	【施策の方向性】	(2) 相談、情報提供体制の充実	ア相談支援事業等の充実	23頁	追記 「 地域生活支援拠点 」については、障がいのある人の 重度化・高齢化や「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、課題を整理し体制を整備します。また、その機能の充実を図ります。
	②入所等から地域生活への移行について、 日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保 すること等により、地域生活を希望する者が 地域での暮らしを継続することができるような体制を確保 すること。	2部	第3章	1 施設入所者の地域移行	【施策の方向性】	(3) 地域で暮らすための受け皿づくり	オ地域生活を続けるための支援	53頁	現在の取り組みを引き続き進める方向で検討を行う。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、 精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加 すること。	3部	第2章	2 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築		①精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数		7頁	成果目標の新設であり、府計画の動向を踏まえ、福祉計画に反映する。 1年平均 316日以上
	②アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする 依存症対策を推進 すること。	2部	第6章	1 保健・医療	【現状と課題】	—	—	96頁	追記 アルコール・薬物・ギャンブル等依存症について、医療機関や民間団体・回復施設等と相互に連携し、依存症である人及びその家族等の地域のニーズに総合的に対応するため、 地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。
福祉施設からの一般就労への移行等	①「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、 就労移行支援の目標を明確化 するとともに、 就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加 すること。	3部	第2章	3 福祉施設からの一般就労		②就労支援事業からの一般就労への移行者数 ③就Aからの一般就労への移行者数 ④就Bからの一般就労への移行者数		9頁	成果目標の新設であり、府計画の動向を踏まえ、福祉計画に反映する。 ②663人 ③201人 ④83人
	②就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、 利用者数を成果目標として追加 するとともに、 定着率の数値目標 については、平成30年度報酬改定の内容（ 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬 ）に合わせて設定すること。	3部	第2章	3 福祉施設からの一般就労		⑤就労支援事業を通じて一般就労する者にうち7割が就労支援事業を利用 ⑥就労支援事業所のうち定着率8割以上の事業所が7割以上にする		9頁	成果目標の新設であり、府計画の動向を踏まえ、福祉計画に反映する。 ⑤就労支援事業を通じて一般就労する者にうち7割が就労支援事業を利用 ⑥就労支援事業所のうち定着率8割以上の事業所が7割以上にする
	③ 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 の取組を進めることが望ましい	—	—	—	—	—	—	—	大学生活支援については、就労だけではなく複合的な課題があるため、総合的な支援体制の構築が必要であります。 計画への反映にあたっては、実態の把握等を行ったうえで検討する必要があると考えておりますので、次期計画策定時において、記載等について検討させていただきたい。
④高齢障害者に対する 就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築 の取組を進めることが望ましい	—	—	—	—	—	—	—	高齢障がい者の就労支援B型の支援については、障がい者側だけの支援ではなく、企業への支援についても必要であるため、上記同様、検討すべき内容があるため、次期計画策定時において、記載等について検討させていただきたい。	

「国の基本指針の見直し」支援計画への反映

項目	主なポイント	記載箇所						事務局（案）	
「地域共生社会」の実現に向けた取組	引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、 包括的な支援体制の構築に取り組むこと。	1部	第3章	1 生活支援のための地域づくり	—	—	—	13頁	追記 地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
発達障がい者等支援の一層の充実	①発達障害者等に対する支援に関して、 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保 することが重要であることを盛り込むこと。	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	36頁	追記 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等、家族への研修を充実することにより、発達障がいのある子どもとその家族等の支援に努めます。
	②発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性 を盛り込むこと。	2部	第2章	1 権利擁護・相談支援	【現状と課題】	—	—	16頁	追記 発達障がいのある人に対して適切な支援を行うためには、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です。
障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	①児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより 地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進 することが重要であること。	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	35頁	追記 ・児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等、 地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
	②障害児入所施設に関して、 ケア単位の小規模化の推進 及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、 入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要があること。	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	36頁	追記 障がい児入所施設に入所している児童が、18歳以降も適切な場所で、適切な支援を受けることkができるよう、支援体制の充実を図るとともに、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組みます。
	保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、 ③ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要 があること	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	36頁	大阪市において、障がい児通所支援の実施はすでに進んでいることから、現計画の方向性に基づき、引き続き取り組んでまいります。
	特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、 ④重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要 があること	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	37頁	追記 「・医療的ケアに必要な障がいのある子どもに対する支援体制の充実に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための協議の場において 人数やニーズの把握を行うとともに、医療的ケアに必要な子どもの支援を総合的に調整するコーディネーターについて、発達段階に応じて求められる役割の整理と人材の確保・養成に努めます。
	⑤重症心身障害児や医療的ケア児が利用する 短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する 必要があること	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	37頁	・さらに、医療的ケア児や家族（支援者）が身近な地域で利用可能な、短期入所事業の実施を検討します。また、障がい福祉サービス事業所に対する医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等の実施に努めます。」
⑥医療的ケア児を支援する コーディネーターに求められる具体的な役割 （入院中から退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を示すこと	2部	第2章	2 生活支援	【施策の方向性】	(4) 障がいのある子どもへの支援の充実	ア障がいのある子どもへの支援の充実	37頁		
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制に関して、 各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う ことが必要であること。	2部	第2章	1 権利擁護・相談支援	【施策の方向性】	(2) 相談、情報提供体制の充実	イ相談支援の強化	24頁	追記 ・市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の 相談支援体制の充実に向けた協議 を行っています

「国の基本指針の見直し」支援計画への反映

項目	主なポイント	記載箇所						事務局（案）	
社会参加	読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、 視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する 必要があることに。	2部	第2章	3 スポーツ・文化活動等	【施策の方向性】	（1）スポーツ・文化活動の推進	イスポーツ・文化活動の環境整備	42	追記 ・市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上を図ることや 視覚障害者等の読書環境の充実等 、障がいのある人に配慮した 環境整備を進めます。
障がい福祉サービス等の質の向上	近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、 障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築すること を成果目標に追加する。	3部	第2章	7障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制構築			—	17頁	成果目標の新設であり、府計画の動向を踏まえ、福祉計画に反映する。 ①報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する ②不正請求等の未然防止や発見のため、大阪府及び審査事務を担っている市町村と連携する。 ③指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所事業者等に対する指導について、府及び府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応について協議する。
障がい福祉人材の確保	障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの 積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取組むことが重要であることを盛り込む	2部	第2章	1 権利擁護・相談支援	【現状と課題】	—	—	15頁	追記 福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市としても、 社会経済状況 や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・ サービスの質の向上 の視点から、 福祉人材の確保・定着・育成のための 対応を検討していくことが 重要 です。
					【施策の方向性】	（1）サービス利用の支援	イ人材確保・資質の向上	21頁	追記 将来の福祉・介護人材の確保のため、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。